

# 監事監査報告書

平成 27 年 5 月 8 日

社会福祉法人 至誠学舎東京  
理事長 阿 亜紀良 殿

監事

芳須保行



監事

下田春行



監事

岩井令確



私たち監事は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度の理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、評議員会及びその他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な拠点区分において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告書の監査結果

- 事業報告書は、別添の法令及び定款に従い、社会福祉法人至誠学舎東京の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事長及び理事の職務の執行に関する不整の行為又は別添の法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録は、社会福祉法人至誠学舎東京の資金収支及び純資産の状況及び財産の状態をすべての重要な点において不整の点がなく表示しているものと認めます。

以上

(別添)

## 関連する法令および通知

1. 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）  
【改正】 平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号
2. 社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日厚生省障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号通知）  
【改正】 平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 13 号・社援発 0529 第 4 号・老発 0529 第 1 号
  - (1)別紙 1 社会福祉法人審査基準
  - (2)別紙 2 社会福祉法人定款準則
3. 社会福祉法人会計基準の制定について（平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号通知）  
【改正】 平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号
4. 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇児総発 0727 第 3 号・社援基発 0727 第 1 号・障障発 0727 第 2 号・老総発 0727 第 1 号通知）  
【改正】 平成 25 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 2 号・社援基発 0329 第 3 号・障障発 0329 第 1 号・老総発 0329 第 1 号
5. 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成 12 年 2 月 17 日厚生省社援施第 7 号通知）  
【改正】 平成 24 年 3 月 28 日雇児総発 0328 第 1 号・社援基 0328 第 2 号・障企発 0328 第 1 号・老高発 0328 第 2 号
6. 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成 12 年 3 月 10 日厚生省老発第 188 号通知）  
【改正】 平成 26 年 6 月 30 日老発 0630 第 1 号

7. 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて  
(平成 24 年 3 月 29 日厚生労働省老高発 0329 第 1 号通知)
8. 保育所運営費の経理等について (平成 12 年 3 月 30 日厚生省児発第 299 号通知)  
【改正】 平成 24 年 3 月 30 日雇児発 0330 第 20 号
9. 「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて (平成 12 年 3 月 30 日厚生省児保第 12 号通知)  
【改正】 平成 24 年 3 月 30 日雇児保発 0330 第 3 号
10. 保育所における社会福祉法人会計基準の適用について (平成 12 年 3 月 30 日厚生省児保第 13 号通知)  
【改正】 平成 22 年 10 月 14 日雇児保発 1014 第 1 号
11. 「保育所運営費の経理等について」の運用等について (平成 12 年 6 月 16 日厚生省児保第 21 号通知)  
【改正】 平成 24 年 11 月 5 日雇児保発 1105 第 1 号
12. 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助事業実施対象施設における補助金の取扱等について (平成 12 年 1 月 14 日 11 福地推第 687 号通知)  
【改正】 平成 17 年 3 月 31 日 16 福保指指第 989 号
13. 「東京都保育所事業実施要綱」の廃止に伴う保育所補助金の弾力運用の取扱い等について (平成 19 年 3 月 30 日 18 福保子支第 1701 号通知)
14. 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について  
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇児発・社援発・老発各第 0312001 号通知)  
【改正】 平成 24 年 3 月 28 日雇児発第 0328 第 1 号・社援発第 0328 第 5 号・老発第 0328 第 2 号
15. 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について  
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇児福発・社援基発・障障発・老計発各第 0312002 号通知)  
【改正】 平成 24 年 3 月 28 日雇児福発 0328 第 1 号・社援基発 0328 第 1 号・障障発第 0328 第 1 号・老高発 0328 第 1 号

16. 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助事業実施対象施設における補助金の取扱等について(平成12年1月14日11福地推第687号通知)

【改正】 平成20年3月31日19福保指指第1307号